

令和3年度国有林における林地保全に配慮した施業に係る手引き等作成業務 仕様書

1 事業目的

林野庁では、森林作業道作設指針に加え、林地保全に配慮した適切な施業を図るため、令和2年度に主伐時における伐採・搬出の際に考慮すべき最低限の事項を示した「主伐時における伐採・搬出指針」を制定したところ。同指針においては、

- ・林地の崩壊の危険のある箇所等において、林地の保全等に支障が生じないよう伐採の適否や伐採・更新の方法を決定すること
- ・重要な保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。）が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しないこと
- ・急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合には、集材路の作設を避けること

等が規定されているが、崩壊の危険のある箇所等における伐採・搬出による林地保全上の支障（リスク）についての具体的な評価手法までは示されていない。この点は、森林作業道作設指針も同様である。

このため、国有林において林地保全に配慮した施業を推進する観点から、事業の計画、実行等を行う際に、林地保全に配慮するために必要なリスクの評価手法及び施業方法の考え方を示す手引きを作成する。

また、指針の内容について詳細に解説した資料（研修資料としても活用可能な参考資料）も作成する。

2 事業内容

(1) 林地保全に配慮した施業の手引きの作成

国有林において林地保全に配慮した施業を推進する観点から、森林管理局署の職員、事業を行う事業者（収穫調査指定調査機関、立木買受業者を含む）が、実際に事業の計画、実行等を行う際に、林地保全に配慮するために必要なリスクの評価手法及び施業方法の考え方を示す手引きを作成する。

具体的には、伐採・搬出等に当たり林地保全に配慮する観点から、保全対象との距離、傾斜、危険地形（0次谷、地すべり地形、断層、地質境界、崩積土）等のリスクについて、既存情報、図面（CS立体図等）、現地指標等による評価手法及びチェックリスト、施業方法等を内容とする。

なお、手引きの構成としては、別紙を参考に、付属チェックリストについては、手引き本文の内容に対応したものとして、案を作成して(3)の委員会に諮り作成する。

(2) 林地保全に配慮した施業の手引きの参考資料の作成

(1)の手引きの内容について図、写真等を用いて、詳細に解説した参考資料を作成する。参考資料は、研修資料としても活用可能なものとし、パワーポイントファイルで作成する。

(3) 検討委員会の設置・運営

(1)及び(2)の実施に当たり、専門的な見地からの助言等を得るため、有識者4名以上で構成される検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、この運営を行う。委員会は、本事業期間中に4回程度開催する。なお、委員会の委員については、

森林路網及び作業システム、林地保全等の有識者について、それぞれの分野別に1～2名程度の委員を林野庁担当者と調整の上で決定する。

委員会の設置・運営に含まれる業務内容は、会場の確保・運営、委員の出席調整、会議資料、議事要旨及び議事録の作成等の事務局機能とし、以下によること。

ア 委員会の開催は、林野庁担当者の了解を得てからとすること。

イ 委員会の開催方法は、新型コロナウイルス感染症対策のため、必要に応じてWeb会議方式併用とし、会場を設定する場合は、キの現地開催の回を除き、東京23区内とする。また、各委員のアクセスを考慮した立地を選定するとともに、10名以上での会議が可能となる広さの会議室を用意すること。

ウ 会議資料は、林野庁担当者の了解を得た上で、委員会開催の1週間前までを目安に委員へ到達するよう、事前に送付すること。

エ 委員から指摘等があった場合には、その内容を林野庁担当者に共有し対応方針を決定した上で、委員へ対応すること。

オ 委員会開催後は速やかに議事要旨及び議事録を作成し、出席者全員から内容の確認を受けること。

カ 委員会開催に要する費用の一切は、受託者が負担すること。

キ 現地開催の箇所については、林野庁担当者と調整の上で決定する。

【参考】委員会開催のイメージ

第1回：8月、第2回：10月、第3回：12月、第4回：2月

(このうち1回は現地開催を想定)

3 事業期間

委託契約締結日から令和4年2月28日(月)までとする。

4 事業報告書

事業が終了した場合は、2(1)～(3)に掲げる事項について、それぞれ事業報告書にとりまとめ、各50部及び電子媒体(DVR-R)2部(2(1)～(2)の電子媒体には、取得したデータ及びそれらのデータを表示するために必要なビューワーソフト含む)を林野庁国有林野部業務課供給企画班に提出すること。

なお、電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日)を記載したラベルを添付して提出すること。

5 その他

- (1) 受託者は、実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内に発注者へ提出する。
- (2) 受託者は、本事業についての打ち合わせを、業務着手段階、委員会開催の各段階、報告書とりまとめ段階において、林野庁担当者と行うほか、林野庁担当者から求めがあった場合は、速やかに打ち合わせを行う。打ち合わせの内容、対応方針、対応状況については、取りまとめの上、林野庁担当者へ提出する。

- (3) 林野庁担当者は、本事業の進捗状況等に関して事業の目的を達成するために必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (4) 2において、手引き及び参考資料の作成の基礎となる資料については、契約後、林野庁から受託者に貸与する。
- (5) 林野庁からの貸与物件については、本事業の遂行のためにのみ利用するものとし、本事業と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製は禁止する。また、貸与物件は、本事業の完了までに返却するものとし、データを複製した場合は、契約履行後に全て消去する。
- (6) なお、貸与物件については、入札公告期間中に限り、林野庁業務課にて閲覧可能とする。なお、閲覧時間は、行政機関の休日を除く 10:00～18:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧を希望する場合は、閲覧希望の前日までに林野庁業務課供給企画班（電話：03-3593-1675）に連絡すること。
- (7) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。
- (8) 受託者の責に帰すべき事由により、農林水産省又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (9) 本業務の受託者は、成果物等について、納品期日までに農林水産省に内容の説明を実施して検収を受けること。
- 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について農林水産省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- (10) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。
- 農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。
- 本件に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受託者に対し対価が完済されたとき受託者から農林水産省に移転するものとする。
- 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- 受託者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (11) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、林野庁担当者と受託者が打ち合わせを行い、決定する。
- (12) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の『委託事業における人件費の算定

等の適正化について』に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

国有林における林地保全に配慮した施業に係る手引き構成（案）

第0章 本手引きについて

林地崩壊等につながるリスクを可能な限り減らすという観点で作成したものであることなど手引きの位置づけを記載。

第1章 林地保全に配慮した施業の基本的な考え方

- I 林地保全に配慮した施業の必要性
- II 保全対象への距離と土砂移動リスク
- III 保全対象への距離と土砂移動リスクを考慮した施業

第2章 土砂移動リスクを考慮した施業箇所及び施業方法選定の手法

- I 保全対象との距離に係るリスクの評価手法
 - I-1 集落直上
 - I-2 下流域への土石の流出
- II 土砂移動リスクに係る評価手法
 - II-1 広域レベルの評価事項
 - (1) 地域の災害環境の把握
降雨特性、地盤特性、災害履歴
 - (2) 法指定等の状況
森林法による保安林、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害防止法による指定区域、山地災害危険地区等
 - II-2 斜面レベルの評価事項（CS 立体図等による判断事項）
 - (1) 傾斜（35 度以上など）
 - (2) 危険地形
0 次谷、地すべり地形、断層、地質境界、崩積土等
 - II-3 現地における評価事項
 - (1) 土層深（不安定土砂の厚さ）
 - (2) 地盤の湿潤度（地下水の多さ）（指標植物等）
 - (3) 地盤の滑動度（立木の幹曲がりや構造物の変位等の不安定指標）

第3章 施業方法及び管理

- I 伐採方法及び路網計画
伐採箇所の選定及び保残箇所の設定、路網計画（作設前の現地確認を含む）等
- II 路網の施工
排水、盛土の転圧等、構造物等
- III 路網の管理・点検

第4章 付属チェックリスト及び作業のフローチャート

I チェックリストの使い方

II チェックリスト

III 作業のフローチャート